（審査第四部審判課長）同　後谷　陽一
審査第四部長に昇任させる
（審査第三部審査長（無機化学・環境化学））同　關　政立
（審査第三部審査監理官（生命工学））同　田村　聖子
審判部審判長に配置換する（各通）
（審査第二部審査長（生活機器・熱機器））同　岩崎　晋
（審査第二部調整課長）に配置換する　山下　崇
（審査第一部審査長（応用光学・光デバイス））同　用光　山下　崇
審判部審判課長に配置換する
（審査第一部審査長（自然資源・アミューズメント））同　谷山　稔男
審査第二部審査長（計測・ナノ物理）に配置換する
（審査第一部審査長（住環境））
同　榎本　吉孝
審査第二部審査長（応用光学・光デバイス）に配置換する
（審査第一部審査長（事務機器・材料分析））同　森次　顕
審査第二部審査長（住環境）に配置換する
（審査第二部審査長（運輸））同　芦原　康裕
審査第二部審査長（搬送組立）に配置換する
（審査第二部審査長（搬送組立））
同　髙山　芳之
審査第二部審査長（生活機器・熱機器）に配置換する
（審査第三部審査長（医療））同　服部　智
審査第三部審査長（無機化学・環境化学）に配置換する
（審査第一部審査監理官（材料分析））同　福島　浩司
審査第二部審査長（事務機器・材料分析）に昇任させる
（審査第一部審査監理官（アミューズメント））同　中嶺　利明
審査第二部審査長（自然資源・アミューズメント）に昇任させる
（審査第二部審査監理官（一般機械））同　中村　則夫
審査第二部審査長（運輸）に昇任させる
（審査第一部調整課審査基準室長）同　滝口　尚良
審査第三部審査長（医療）に昇任させる（以上七月三十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月三日サンマリノ国の国祭日につき、同月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十七年九月四日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成27年８月19日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31572号	東海東京アセットマネジメント株式会社
東京都知事(1)第31574号	ロードスターファンディング株式会社
東京都知事(1)第31576号	ＵＣＦ株式会社
京都府知事(1)第03421号	ラウンド・プラス投資事業有限責任組合
福岡県知事(1)第08677号	トラストメディカルサポート株式会社
埼玉県知事(7)第03015号	三友

平成27年８月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(11)第02916号	日本興亜クレジットサービス株式会社
関東財務局長(4)第01334号	センチュリーファインス株式会社
京都府知事(11)第00859号	山正
関東財務局長(5)第01306号	株式会社エール
東京都知事(1)第31498号	日本クラウド証券株式会社
沖縄県知事(1)第04210号	フラット

平成27年８月19日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
沖縄県知事(3)第04023号	コマツ

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第１項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、原子力規制委員会防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年９月４日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

原子力規制委員会防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的

独立行政法人通則法の改正（平成27年４月１日）、防災基本計画の改正（平成27年７月７日中央防災会議決定）、原子力災害対策指針の改正（平成27年４月22日及び平成27年８月26日原子力規制委員会決定）及び原子力災害対策マニュアルの改正（平成27年６月19日原子力防災会議幹事会決定）に伴い、原子力規制委員会防災業務計画を修正した。

二　修正年月日

平成27年８月26日

三　施行年月日

平成27年８月26日

四　修正の要旨

独立行政法人通則法の改正、防災基本計画の改正、原子力災害対策指針の改正及び原子力災害対策マニュアルの改正に伴い、以下の修正をした。

・独立行政法人通則法の改正に伴い、法人の名称を修正した。
・原子力災害対策指針の改正に伴い、防護措置の判断に大気中放射性物質拡散計算を使用しないこととしたことから、大気中放射性物質拡散計算の使用に関する記述を削除した。併せて、医療体制の在り方の改正に伴い、医療施設の名称を変更するとともに、「スクリーニング・除染」を「避難退域時検査」及び「簡易除染」に、「被ばく医療」を「原子力災害医療」に用語を修正した。
・防災基本計画の改正に伴い、地方公共団体が大気中放射性物質拡散計算を活用する場合には、国が専門的・技術的観点から支援を行う旨を追記した。
・原子力災害対策マニュアルの改正に伴い、緊急時における原子力事業者の応急措置の監督等のために派遣する職員について、「原子力規制事務所長等」を「原子力規制事務所長又は所長があらかじめ指名した保安検査官」に、その派遣場所について「当該原子力事業所の緊急時対策所」を「当該原子力事業所の緊急時対策所又は必要に応じて当該原子力事業所内の発災現場等」に、修正した。

公　示

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月４日

茨城労働局長　中屋敷勝也

第４号中「１時間729円」を「１時間747円」に改める。

鳥取労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金（昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成27年９月４日

鳥取労働局長　河野　純伴

第４号中「１時間677円」を「１時間693円」に改める。